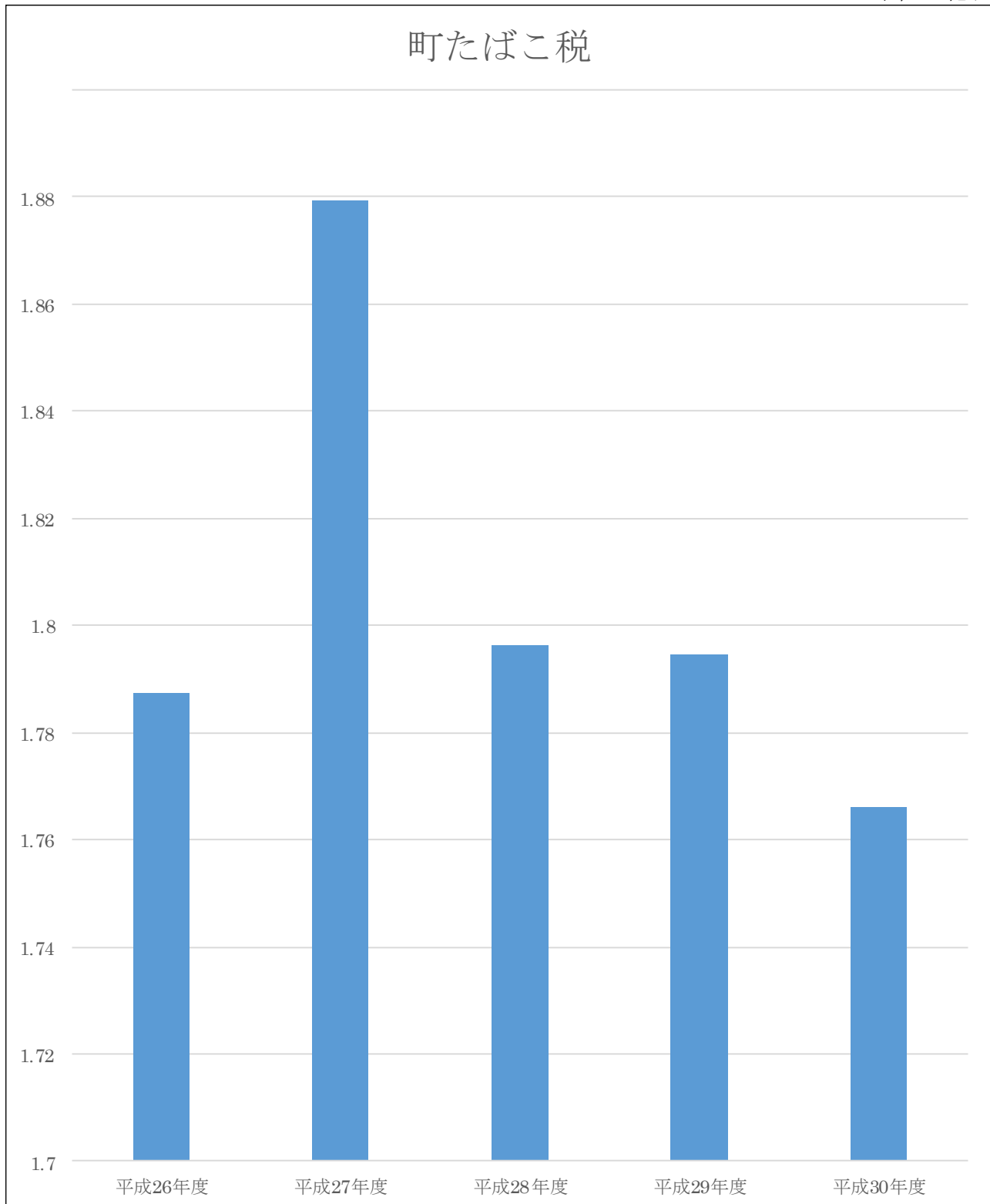


Ⅲ 税目別の概要

単位：億円



1 町たばこ税のあらまし

ア 納税義務者

たばこを喫煙する消費者が負担し、日本たばこ産業(株)・TSネットワーク(株)・太豊通商(株)の卸売販売業者などが納税する。

イ 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

ウ 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

エ 税率

(1) 紙巻たばこ等 千本につき 5,692円

(2) 旧3級品の紙巻たばこ※ 千本につき 4,000円(令和元年10月以降：
5,692円)

※エコー, わかば, しんせい, ゴールデンバット, ウルマ, バイオレット

オ 納税

毎月1日から月末までの間の課税標準数量や税額などを卸売販売業者が申告して納税する。

2 町たばこ税の推移

項目	年度				
	26	27	28	29	30
※売渡本数(千本)	1,571	1,632	1,513	1,261	1,008
	33,398	35,154	33,467	33,472	31,893
※税率	<u>2,495</u> 1,000	<u>2,495</u> 1,000	<u>2,925</u> 1,000	<u>3,355</u> 1,000	<u>4,000</u> 1,000
	<u>5,262</u> 1,000	<u>5,262</u> 1,000	<u>5,262</u> 1,000	<u>5,262</u> 1,000	<u>5,262</u> 1,000 (注)
	3,919	4,073	4,345	4,164	3,955
	175,743	184,979	176,104	176,125	172,976
合計税額(千円)	179,662	189,052	180,449	180,289	176,931
返還控除税額(千円)	920	1,124	843	847	1,104
手持ち品課税額(千円)			26	21	793
差引調定額(千円)	178,742	187,928	179,632	179,463	176,620

※上段の数値は旧3級品の紙巻たばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

(注) 平成30年10月1日以降は、5,692/1,000